

# 障害児入所支援に関する御意見等

大切なおとなとのつながり、 安心と挑戦、 自分らしく育つこども期  
を  
すべてのこどもに

NPO法人家庭養育支援機構

上鹿渡和宏

## ミッション

子どもにとって **大切なおとなとのつながり**、**安心と挑戦**、**自分らしく育つ子ども期** を保障する社会の実現  
( **パーマネンシー**、**アタッチメント**、**子どもの権利** )

## ビジョン

養子縁組や里親養育も含めた子どもの育つ家庭における、子ども、養育者の理解と支援を十分なものとするべく、  
支援の質と量の向上、人材育成、関係機関の連携強化、社会の気づきと協働を目指す

## 沿革

2024年1月 任意団体として設立、4月より日本財団助成を受けて本格始動

2024年8月 NPO法人家庭養育支援機構設立

## 活動内容

子どものために、各自治体の社会的養育推進計画に沿って取り組まれる家庭養育への移行により、ミッションを果たすべく、親と一緒に子どもを育てる里親養育を実現する取り組みを展開。「子どものために」の思いを「子どもとともに」ある成果へつなげるため、国、自治体、民間機関、里親、企業、国内外の研究機関や専門家等と連携・協働し、活動を展開している。また、全国で支援にあたる関係者のネットワーキングを行い、様々な課題解決に共に取り組み、一緒に支え合う仲間づくりを支援する中間支援団体としての役割を果たしている。

事業としては、自治体や民間機関に里親リクルート研修、アセスメント研修、里親登録前研修トレーニング、フォスタリング機関・里親支援センター設立コンサル、フォスタリング機関・里親支援センター第三者評価、ネットワーク構築、広報啓発を実施している。

2025年度からは、米国で広がっている、質の高い里親養育を確保するための、クオリティ・ペアレンティング・イニシアティブ(QPI)を日本で広げるべく、複数の自治体、社会福祉法人麦の子会、日本財団と協働し活動を展開。パーマネンシー保障に結びつく「親と一緒に子どもを育てる里親養育」を里親、支援者、児童相談所と一緒に作る取り組みをしている。また、共働き家庭での里親養育を子ども、里親家庭にとってより良いものにするべく、企業の理解・協働を促す取り組み(社会的養育の社会化)も展開し始めた。

さらに里親養育における専門性向上、担保に関わるプログラム・研修開発や調査・研究等について、早稲田大学社会的養育研究所や人間総合研究センターのプロジェクトとも連携し、ミッション、ビジョンの実現に必要な新たな取り組みを続けている。

# 障害児入所支援に関する意見等

NPO法人家庭養育支援機構はミッションの実現に向けて、すべてのこどもに、パーマネンシー、アタッチメント、こどもの権利を保障する社会の実現に向けて取り組んでいる。障害のあるこどもについても同様である。社会的養護の中で障害を持つこどもの割合も高く、障害児のニーズへの対応は必須である。今後5年間で家庭養護の割合がさらに高くなることが予想され、障害児へのさらなる対応が必要となる。既存の専門里親制度では十分に対応できていない状況が既にあり、社会的養護が必要なこどもへの対応について社会的養護、障害児入所施設両方の現状とこれからを確認し、共同した新たな養育体制をつくる必要がある。検討事項の4. 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能と、5. 障害児入所施設と社会的養護施策との役割について意見を提出する。

**(1) 障害児入所施設を社会的養護施設と分けて、あり方や今後の取り組みについて考えることが、実態や法制度、こどもの権利に照らして適切か検討してください。障害児入所施設の子どもにもパーマネンシー保障、家庭養育優先原則を適用してください。**

障害児入所施設の入所児童に占める被虐待児の割合は、41.2%となっている(児童養護施設入所児童等調査[令和5年2月1日現在])。また、社会的養護を必要とする子どもについては何らかの障害等を持つ子どもが増えており、里親29.6%、ファミリーホーム51.2%、乳児院27.0%、児童養護施設42.8%である【資料1】。主な検討事項(案)の中でも「措置によって障害児入所施設に入所する児童と児童養護施設等の社会的養護関係の施設に入所する児童の状態像が一部重なりつつある」とされている。わが国では「社会的養護」に、障害児入所施設は含めずに議論されることもあるが【資料2】、現状からは障害児入所施設のこどもを含む十分な検討が必要である。施設ではなく、こどもに合わせた新たな養育、支援システムの構築を考える重要な時期である。

## 都道府県社会的養育推進計画策定要領(2024年3月)

「障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。このため『良好な家庭的環境』において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進すること」と記された。各自治体で障害児入所施設のこどもを含めて対応しようとする大きな前進といえる。ただ、児童福祉法【資料3】で示された家庭養育優先原則では「良好な家庭的環境(家庭的養護＝小規模かつ地域分散化された施設)」よりも優先されるのは「家庭における養育環境と同様の養育環境(家庭養護＝里親やファミリーホームなど家庭における養護)」であり、さらに子どもの保護者への支援が必要とされていることからすると、障害児施設の子どもへの家庭養育優先原則の適用は不十分であり、こどもにとって最善の利益を保障するものとはなっていないと考えられる。

## こども大綱(2023年12月)【資料4】

児童福祉法第三条の二で示された家庭養育優先原則【資料3】に、パーマネンシー保障の考え【資料5】【資料6】をさらに組み合わせ合わせた内容となっており、対象は「すべてのこども」である。社会的養護を必要とする子どもが児童養護施設にいるのか、里親家庭にいるのか、障害児施設にいるのかで、対応を分けるものではなく、こどものニーズに合わせた「こどもまんなか」の対応が求められている。

# 障害児入所支援に関する意見等

## 新しい社会的養育ビジョン(2017年)【資料5】

社会的養護の考え方について、「具体的には、…保護者と施設の契約で入所している障害児施設やショートステイも社会的養護に含める」と示されている。また、「障害児や医療的ケア児に関しても家庭養育が保障される必要がある。障害児入所施設や病院付設の乳児院の利用実態を把握し、障害児や医療的ケア児の里親委託に向けた体制づくりを行う必要がある」と指摘されている。

**(2) 障害児入所施設の新たな役割について、パーマネンシー、アタッチメント、こどもの権利の観点から検討する必要があります。多機能化、機能転換、高機能化について、社会的養育体制の再構築、専門里親や専門職里親等と合わせた議論をご検討ください。**

特に社会的養護における、施設から家庭養護への転換期(5年間)が始まった今が検討のチャンスと考えられる。地域によっては障害児施設がなくなるところも出てきたとのこと。貴重な資源が地域から失われないよう、「すべての子ども」に必要とされるパーマネンシーと家庭養育優先原則を実現するための役割を担う機関として、多機能化や機能転換、高機能化を検討していただきたい。

## 障害児支援における人材育成に関する検討会 中間整理(案) (2025年5月26日) 【資料7】

研修体系の構築における基本理念の整理の中で、こども大綱や国の示した各指針にあるアタッチメントやこどもの権利、パーマネンシーの必要性について、障害の有無にかかわらず、全てのこどもに共通するものであると明示された。障害児福祉の新しい研修においては、このような理念が取り入れられようとしている今、障害児入所施設のあり方について、乳児院や児童養護施設などで生活する子どもと同じく、パーマネンシー保障や家庭養育優先原則を軸にして障害児入所施設のあり方を根本的に検討すべきではないか。

## 早稲田大学(2025)専門里親研修及び制度のあり方に関する自治体調査報告書 【資料8】

専門里親制度については、障害児入所施設が専門職里親とチームを作って対応することも考えられる。

早稲田大学が児童相談所設置自治体を対象に実施した調査では、専門里親は高い専門性を持って、こどもに丁寧なかかわりができることや研修が実施されている点等を評価する声があった一方で、「本来であれば、専門里親に委託すべき障害程度の児童を養育里親に委託している」という実情や「障害児や被虐待児を養育している里親に対する加算措置を望む」といった要望が複数見られた。専門里親制度を見直す必要があるかを尋ねたところ、同調査では自治体は7割、専門里親更新研修参加者アンケートでは、専門里親(参加者)の6割が「ある」と回答している。見直すべき内容としては加算等の必要性、委託基準の見直し、支援体制等が挙げられた。専門里親制度は、被虐待児や障害児など多様なケアニーズへ対応ができるよう、制度のあり方の検討が求められている。

## 社会的養育・家庭支援部会(第6回)(2025年1月29日)議事録19ページ 【資料9】

専門里親制度検討の必要性については、個別の里親の力量だけに頼るのではなく、地域の里親支援体制をいかに作るかも含めて、専門里親の在り方について、実態も踏まえた検討が必要との回答をいただいた。

**(3) 2025年度から5年かけて、すべての子どもを対象とした新しい社会的養育体制を構築しようとしている今、障害児施設にいる子ども、特に社会的養護を必要とする子どもが、取り残されることのないよう、本検討会で十分な議論がなされることを期待します。**

## ○障害等のあるこどもの増加

こども 家庭庁支援局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」(令和7年3月)より

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

### ○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



### ○障害等のある児童数(里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数)

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																				
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT		
R5	41,182	17,061	642	174	49		221	144	300	5,010	410	979	2,498	5,462	738	5,341	438	241	212	32	2,972	136	
	100.0%	41.4%	1.6%	0.4%	0.1%		0.5%	0.3%	0.7%	12.2%	1.0%	2.4%	6.1%	13.3%	1.8%	13.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.1%	7.2%	0.3%	
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52	
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%	
H25	47,777	13,554	1,358	251		386			505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764						2,122	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%		0.8%			1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%						4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417			618	3,940	586			1,249	526	1,374						3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%			1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%						8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365			636	3,147	591			816								3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%			1.4%	6.9%	1.3%			1.8%								8.4%	

(※) 「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。

(※) 「注意欠陥多動性障害(ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害(LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害(PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(各年2月1日現在)

# 資料 2

## ○里親数、施設数、児童数等の状況

こども家庭庁支援局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」(令和7年3月)より

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームに入所しているこどもは、約4万2千人。

里親		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	
家庭における養育を里親に委託		16,817世帯	4,940世帯	6,217人	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	14,155世帯	3,967世帯	4,848人	ホーム数	467か所
	専門里親	732世帯	166世帯	217人		
	養子縁組里親	6,989世帯	301世帯	333人	委託児童数	1,751人
	親族里親	626世帯	578世帯	819人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	146か所	600か所	53か所	58か所	213か所	317か所
定員	3,812人	29,075人	2,011人	3,403人	4,437世帯	2,032人
現員	2,306人	22,578人	1,300人	1,103人	3,152世帯 児童5,279人	1,061人
職員総数	5,536人	21,262人	1,593人	1,821人	2,044人	1,221人

(出典)

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和5年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和5年10月1日現在)

※職員総数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和5年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2,382か所
地域小規模児童養護施設	606か所

※ 以下、意見等で取り上げた内容と関係ある箇所を赤字で示した。

## 【資料3】

### 児童福祉法

第一条 **全て児童は**、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、**この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。**

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、**児童の保護者を支援しなければならない。**ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、**障害児入所施設**、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、**親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)**で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

## 【資料4】

### こども大綱(2023年12月22日) 第3 1(6)

**社会的養護を必要とする全てのこども**が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、**パーマネンシー保障をめざして**、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育(親族等による里親養育・普通養子縁組含む)への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、**家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」**において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、**家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」**において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を行うとともに、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等については多機能化・高機能化を図る。

## 【資料5】

### 新しい社会的養育ビジョン(2017年)

8ページ

#### 2. 「社会的養護」の考え方と永続的解決の必要性

本検討会で検討された「社会的養護」及び「代替養育」の定義は以下のとおりである。通常の養育支援や子どもへの直接的な支援は、保護者とサービス提供者の契約で行われているため、開始と終了が保護者の判断や意向に委ねられている。一方、保護者や子どもの意向を尊重しつつも、子どもの成長発達の保障のためには、確実に保護者の養育支援ないし子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断する場合がある。この場合、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義する。また、保護者と子どもの分離が必要な事情があり、分離した後の代替養育を公的に保障しサービスを提供する場合は、措置・契約の形態如何に関わらず、社会的養護に含める。具体的には、在宅指導措置(児童福祉法第27条第1項第2号)、里親・施設等への措置(児童福祉法第27条第1項第3号)、一時保護(児童福祉法第33条)の児童相談所の行政処分はもとより、自立援助ホームや保護者と施設の契約で入所している障害児施設やショートステイも社会的養護に含める。

20ページ

障害児や医療的ケア児に関しても家庭養育が保障される必要がある。障害児入所施設や病院付設の乳児院の利用実態を把握し、障害児や医療的ケア児の里親委託に向けた体制づくりを行う必要がある。

児童福祉法第11条第1項第2号へ(3)では里親と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設入所児童と里親相互の交流の場を提供することが規定されているが、障害児入所施設もこうした規定に加え、社会的養護の役割を担っているという認識を深める必要もある。

33ページ

里親制度が社会的養護の大きな部分を担っていくことを考えると、全ての学区に里親が存在することが求められ、また、現在の里親のタイプの在り方や、それに応じた研修体系や委託費の在り方を見直すべきである。新設すべき養育里親のタイプとしては、ショートステイに特化して登録し、市区町村とフォスタリング機関が連携して利用できるショートステイ里親や一時保護を受ける一時保護里親などタイプも必要である。また、親子(母子)への生活を提供して子どもの安全と親の安定を図る里親や、あるいは医療的ケアの必要な子どもや行動障害のある子どもなどを対象にし、一定の専門性を有した者が養育に専念して行う里親が考えられる。これらの里親タイプは、里親養育への専念を義務化する一方(里親養育の職業化)、相応の委託費が支払われることによって安定した委託が期待できる。さらに、多様な里親タイプを創設していくことで、里「親」の名称も変更すべきである。

35ページ

子どものパーマネンシー保障については平成28年改正法により、第3条の2で国と地方公共団体の責務が明示され、第48条の3で乳児院、児童養護施設、障害児入所施設の長や里親等の責務も示されている。

## 【資料6】パーマネンシーとは

畠山由佳子・福井充編(2023)『パーマネンシーを目指す子ども家庭支援』岩崎学術出版社

永続的な解決で達成できるのは、子どもに対する法的な位置づけのみである。それはその他の情緒的な結びつきを助けるものであるかもしれないが、必ずしもどちらもが保障できているとは限らない。アウトプットである「特別養子縁組」と「家庭復帰」ではなく、「パーマネンシー」というアウトカムを保障するような実践のあり方を、あらゆる子ども家庭福祉施策の中で創出していくべきだろう。(16頁)

パーマネンシーとは「**子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障**である。子どもが自分に対して**コミットしてくれていると感じられる存在**であり、そこに**所属していると感じられ、いつでも戻れる場所**であり、**いつでも頼ることができる**と信頼できる**1人以上の人との『つながり』**である。それは周りの大人ではなく、**子ども自身が定義するもの**であり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して**社会が保障すべきものである**」(37-38頁)

## 【資料7】

障害児支援における人材育成に関する検討会 中間整理(案) (2025年5月26日)

(2)研修体系の構築における基本理念の整理 から

・こども家庭庁において策定され、閣議決定されている「**幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン**」(以下「基本的なビジョン」という。)及び「**こどもの居場所づくりに関する指針**」(以下「居場所づくり指針」という。)では、こどもの権利等を考えていく上で重要な観点が示されている。例えば、基本的なビジョンでは、ウェルビーイング向上において特に重要な「**アタッチメント**」と「**遊びと体験**」に着目し、「**安心と挑戦の循環**」という考え方が整理されている。また、居場所づくり指針では、「**その場を居場所と感ずるかどうかは、こども本人が決めることである**」こと等が示されている。これらについては、**障害の有無に関わらず全てのこどもに共通するものであり、障害児支援における研修においても、こども大綱や各指針の内容も踏まえることが重要**である。

・こどもが、大切な大人との安定したつながりの中で、これからも続いていくと感じられる将来への見通しをもち、自らが所属していると実感できる関係性や、いつでも戻れる安心できる場所があると**感じられることは、パーマネンシーの保障という観点から極めて重要**である。この考え方は、**障害のあるこどもへの支援においても重要な観点**である。

## 【資料8】PDFとして別添

早稲田大学(2025)専門里親研修及び制度のあり方に関する自治体調査報告書

## 【資料9】

社会的養育・家庭支援部会(第6回)(2025年1月29日) 議事録 19ページ

小松課長:上鹿渡委員からお話のあった専門里親の在り方について、今後、検討すべきではないかという辺り、おっしゃるとおりだと思います。かつて専門里親が制度化されたときは、どちらかというとも里親家庭の養育については、里親の養育能力、里親の技量に大きな着目があった上での特別な研修を踏まえての専門里親、難しいこどもたちを専ら預かる専門里親でスタートしていますけれども、**現在の里親家庭環境推進というのは、単に里親の力量だけに頼るのではなくて、地域の里親支援体制をいかに図るかというところに軸足を置いています。そういった中で、専門里親の在り方について、実態も踏まえながら検討すべきではないかという辺り、非常に示唆に富んでいたと思います。事務局としても検討したいと思います。**